

○東総地区広域市町村圏事務組合補助金交付規則

平成 3 年 6 月 28 日
規則 第 2 号

改正 平成 18 年 1 月 23 日規則第 1 号

改正 平成 23 年 3 月 31 日規則第 3 号

(目的)

第 1 条 この規則は、東総地区広域市町村圏の地域振興に寄与する事業実施のための補助金の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(規則の準用)

第 2 条 前条に定める必要な事項については、匝瑳市補助金等交付規則（平成 18 年規則第 66 号）を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 18 年 1 月 23 日規則第 1 号）

この規則は、平成 18 年 1 月 23 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日規則第 3 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。